

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 1 3 年 1 0 月 1 0 日	不動産番号	1 5 0 3 0 0 0 1 5 9 1 6 3
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	奈良県五條市岡町				余 白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4 9 1 番	田	5 7 8		余 白	
余 白	宅地	5 7 8	0 0	②③昭和 4 9 年 1 0 月 3 0 日地目変更 〔昭和 4 9 年 1 2 月 9 日〕	
余 白	余 白	余 白		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 3 年 1 0 月 1 0 日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転仮登記	昭和 4 7 年 1 2 月 2 5 日 第 5 2 8 5 号	原因 昭和 4 7 年 1 2 月 2 2 日売買 権利者 五 條 市 順位 6 番の登記を移記
	所有権移転	昭和 4 8 年 4 月 1 3 日 第 1 5 5 5 号	原因 昭和 4 7 年 1 2 月 2 2 日売買 所有者 五 條 市 順位 6 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 3 年 1 0 月 1 0 日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和 7 年 5 月 7 日
奈良地方務局五條支局

登記官

稲 葉 広 恵

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 8 7 9 4 2 (1 / 5)

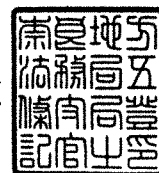


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年10月10日	不動産番号	1503000159164
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	奈良県五條市岡町				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
492番	田	568		余白	
余白	宅地	568	00	②③昭和49年10月30日地目変更 〔昭和49年12月9日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年10月10日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転仮登記	昭和47年12月25日 第5285号	原因 昭和47年12月22日売買 権利者 五 條 市 順位6番の登記を移記
	所有権移転	昭和48年4月13日 第1555号	原因 昭和47年12月22日売買 所有者 五 條 市 順位6番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年10月10日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年5月7日

奈良地方務局五條支局

登記官

稲 葉 広 恵

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D87942 (2 / 5)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年10月10日	不動産番号	1503000159166
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	奈良県五條市岡町				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
494番	田	952		余白	
余白	宅地	952	00	②③昭和49年10月30日地目変更 〔昭和49年12月9日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年10月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転仮登記	昭和47年12月25日 第5285号	原因 昭和47年12月22日売買 権利者 五 條 市 順位6番の登記を移記
	所有権移転	昭和48年4月13日 第1555号	原因 昭和47年12月22日売買 所有者 五 條 市 順位6番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年10月10日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年5月7日
奈良地方法務局五條支局

登記官

稲 葉 広 恵

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D87942 (3 / 5)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年10月10日	不動産番号	1503000159170
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	奈良県五條市岡町				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
496番3	田	67		496番2から分筆 〔昭和48年8月6日〕	
余白	宅地	67	00	②③昭和49年10月30日地目変更 〔昭和49年12月9日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年10月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和48年8月6日 第3347号	原因 昭和48年6月18日売買 所有者 五 條 市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年10月10日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年5月7日
奈良地方法務局五條支局

登記官

稲 葉 広 恵

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D87942 (4 / 5)

